

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業  
(幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業)

## 1 本事業の趣旨及び取組概要

各自治体における5歳児健康診査の実施が進む中、従来見過ごされてきた発達障害の特性のある幼児等を把握するケースが増加することも予想され、発達障害児等への就学前からの切れ目のない支援が重要となる。

そこで、本事業においては、発達障害の特性のある幼児等に対する幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ及び幼稚園教員等の専門性向上について実践研究を行い、幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築する。

## 2 本事業の取組内容

本事業の受託団体は、事業全体を俯瞰した上で、計画的、効率的な事業遂行に努めるとともに、本事業の取組内容として、以下(1)～(3)に記載する項目の全てを含む研究を実施すること。

〈本事業の取組内容として充足する必要がある項目〉

### (1) 幼稚園等における特別支援教育体制の整備に関する実践と検証

次のア～エに関する実践及び検証を行うこと。

#### ア 幼稚園内の特別支援教育体制の整備

特別支援教育に関する園内委員会の設置・運営や、特別支援教育コーディネーターの指名とその役割の遂行等について、幼稚園運営の実情を踏まえた効果的な在り方の検討や機能強化に向けた実践・検証を行う。

#### イ 発達障害のある幼児等の特性に応じた支援や教育活動の充実

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用や、それらを活用した適切な指導や必要な支援の実践・検証を行う。

#### ウ 保健・福祉・医療等の関係機関との連携(※1)

発達障害の特性等を踏まえた支援が必要な幼児への支援について、保健・福祉・医療等の関係機関との円滑かつ有効な連携について実践・検証を行う。

#### エ 就学先への円滑な引継ぎ

個別の教育支援計画等の作成・活用による小学校等就学先への切れ目のない円滑な引継ぎ等の実践・検証を行う。

(※1) 1次公募時点からの変更点

- 変更前:「5歳児健診で発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定された幼児への支援を含め、」
- 変更後:『発達障害の特性等を踏まえた支援が必要な幼児への支援について、』

(2) 幼稚園教員等の特別支援教育に関する専門性向上のための研修プログラムの開発（※2）

幼稚園等における特別支援教育に係る専門性の向上に向けて、域内の幼稚園教員等を対象に、以下の資料も参考にしつつ、体系的な研修の実施に向けた研修プログラムの開発を行う。その際、研修実施対象としては、選定した「研究実践園」（後述3(3)参照）及び域内にある他の幼稚園に加え、実施体制や研修内容を踏まえて適切な場合には、認定こども園や保育所等についても、対象範囲に含めることも可能とする。

（参考）

① 文部科学省・厚生労働省・内閣府作成資料

[障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導（令和5年3月）：文部科学省](#)

② 幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業（令和4年度）

ア 国立大学法人愛媛大学

- [特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実プログラム](#)
- [障害による困難さを体験してみよう～特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実プログラム疑似体験編～](#)
- [障害のある子をよりよく理解するには～特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実プログラム 概論編～ - YouTube](#)
- [さまざまな障害に応じた適切な支援とは～特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実プログラム 実践編～（愛媛大学） - YouTube](#)
- [障害による困難さを体験してみよう - YouTube](#)

イ 保育教諭養成課程研究会

- [特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実（1/2）](#)
- [特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実（2/2）](#)

（※2） 1次公募時点からの変更点

- 変更前：「その際、域内の公立幼稚園に限らず、私立幼稚園教員も研修の対象とすること。さらに、実施体制及び研修内容を踏まえて適切な場合には、幼稚園に加えて、認定こども園や保育所を対象とすることも可能とする。」
- 変更後：『その際、研修実施対象としては、選定した「研究実践園」（後述3(3)参照）及び域内にある他の幼稚園に加え、実施体制や研修内容を踏まえて適切な場合には、認定こども園や保育所等についても、対象範囲に含めることも可能とする。』

(3) 幼稚園等における特別支援教育体制の整備に関する成果のまとめ

(1)における実践・検証、及び(2)における研修プログラムの開発を踏まえ、幼稚園等における特別支援教育体制の整備について、他の地域・園における実践の促進に資するよう、工夫や留意点等を含め、成果をまとめること。

(4) その他（上記(1)～(3)以外の取組等）

(1)～(3)以外で独自の取組等を行う場合は、企画提案書（事業実施計画書）「4(4) その他（上記(1)～(3)以外の取組等）」へその内容を記載すること。

### 3 本事業の実施体制

本事業の受託団体においては、本事業の実施に際し、事業実施体制として、以下(1)~(5)に記載する項目の全てを充足すること。

〈本事業の実施体制として充足する必要がある項目〉

#### (1) 企画会議の設置

本事業の実施に当たり、具体的な計画策定や、実践の状況及び進捗の管理、成果と課題の検証等を行うため、発達障害や、幼児教育、保健・医療・福祉分野等の専門的知見を有する者等から構成される企画会議を設置すること（ただし、教育委員会において、既に類似の会議体が設置されている場合、当該会議体を活用しても差支えない。）。

#### (2) 研究実践における専門家の活用

ア 本事業の実施に当たり、受託団体においては、(3)の研究実践園に対して具体的な指導・助言を行う専門家を配置すること。

イ 前項における専門家の活用に際しては、配置計画や活動内容、活動頻度等を明らかにすること。

#### (3) 研究実践園の選定（※3）

ア 本事業の実施に当たり、受託団体においては、「2 (1) 幼稚園等における特別支援教育体制の整備に関する実践と検証」を行うために、域内に設置されている幼稚園または認定こども園（幼稚園型もしくは幼保連携型）の中から、研究実践園を選定すること。

イ 研究実践園は、汎用性の高い実践・検証を行う観点から、原則2園以上選定すること。ただし、域内における幼稚園並びに認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）の合計数が1である場合には、例外として、当該1園のみの選定でも可とする。

ウ 前2項における研究実践園の選定に際しては、選定理由を明らかにすること。

（※3） 1次公募時点からの変更点

○ 変更前：

ア 本事業の実施に当たり、受託団体においては、「2(1)幼稚園等における特別支援教育体制の整備に関する実践と検証」を行うために、域内における幼稚園の中から、研究実践園を選定すること。その際、汎用性の高い実践・検証を行う観点から、研究実践園は2園以上選定し、うち1園以上は私立幼稚園から選定すること。

イ 前項における研究実践園の選定に際しては、選定理由を明らかにすること。

○ 変更後：

ア 本事業の実施に当たり、…（略）…を行うために、域内に設置されている幼稚園または認定こども園（幼稚園型もしくは幼保連携型）の中から、研究実践園を選定すること。

イ 研究実践園は、汎用性の高い実践・検証を行う観点から、原則2園以上選定すること。ただし、域内における幼稚園並びに認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）の合計数が1である場合には、例外として、当該1園のみの選定でも可とする。

ウ 前2項における研究実践園の選定に際しては、選定理由を明らかにすること。

#### (4) 研修プログラム検討会の設置

ア 本事業の実施に当たり、受託団体においては、「2 (2) 幼稚園教員等の特別支援教育に関する専門性向上のための研修プログラムの開発」のため、発達障害や、幼児教育、保健・医療・福祉分野等の専門的知見を有する者等から構成される研修プログラム検討会を設置すること（ただし、「(1) 企画会議」がこの役割を兼ねることも可能とする。また、教育委員会において、既に類似の会議体が設置されている場合、当該会議体を活用しても差支えない。）。

イ 前項の検討会には、教育委員会関係者等も構成員として参加することができる。

#### (5) 幼児教育担当部署との連携

本事業の実施に当たっては、特別支援教育主管部署と幼児教育担当部署（幼児教育主管部署や幼児教育センター等）の連携の下で実施すること。

### 4 その他

- (1) 本事業終了後も、事業の成果や課題等を踏まえた取組の継続が重要となるため、本事業終了後の展望等について、企画提案書（事業実施計画書）等へ記載すること。
- (2) 本事業の実施に際しては、関係法令や資料等を参照すること。